

飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

第2条第2項第1号イ中「企画調整部」を「行政経営部」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カをオとし、オの次に次のように加える。

カ 固定資産評価審査委員会に関する事項

第2条第2項第2号中「厚生」を「福祉文教」に改め、同号中アを削り、イをアとし、同号ウ中「市立病院」を「教育委員会」に改め、同号ウを同号イとし、同項第3号中「市民文教」を「協働環境」に改め、同号ア中「市民環境部」を「市民協働部」に改め、同号イ中「教育委員会」を「市民環境部」に改め、同項第4号ウ中「上下水道局」を「企業局」に改める。

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の飯塚市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ、改正後の飯塚市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、同表の右欄に掲げる常任委員会の委員の任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、それぞれ、この条例の施行の日における同表の左欄に掲げる常任委員会の委員の残任期間とする。

総務委員会	総務委員会
厚生委員会	福祉文教委員会
市民文教委員会	協働環境委員会
経済建設委員会	経済建設委員会

（常任委員会の継続審査事件に関する経過措置）

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条の規定による常任委員会において閉会中の継続審査事件として付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

飯塚市議会委員会条例 資料（新旧対照表）

新	旧
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p>ア 会計管理者の職務権限に関する事項</p> <p>イ 行政経営部に関する事項</p> <p>ウ 総務部に関する事項</p> <p>エ 選挙管理委員会に関する事項</p> <p>オ 監査委員に関する事項</p> <p>カ 固定資産評価審査委員会に関する事項</p> <p>キ 公平委員会に関する事項</p> <p>ク 他の委員会に属しない事項</p> <p>(2) 福祉文教委員会 7人</p> <p>ア 福祉部に関する事項</p> <p>イ 教育委員会に関する事項</p> <p>(3) 協働環境委員会 7人</p> <p>ア 市民協働部に関する事項</p> <p>イ 市民環境部に関する事項</p> <p>(4) 経済建設委員会 7人</p> <p>ア 経済部に関する事項</p> <p>イ 都市建設部に関する事項</p> <p>ウ 企業局に関する事項</p> <p>エ 農業委員会に関する事項</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に改正前の飯塚市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ、改正後の飯塚市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p>ア 会計管理者の職務権限に関する事項</p> <p>イ 企画調整部に関する事項</p> <p>ウ 総務部に関する事項</p> <p>エ 財務部に関する事項</p> <p>オ 選挙管理委員会に関する事項</p> <p>カ 監査委員に関する事項</p> <p>キ 公平委員会に関する事項</p> <p>ク 他の委員会に属しない事項</p> <p>(2) 厚生委員会 7人</p> <p>ア ことば・健康部に関する事項</p> <p>イ 福祉部に関する事項</p> <p>ウ 市立病院に関する事項</p> <p>(3) 市民文教委員会 7人</p> <p>ア 市民環境部に関する事項</p> <p>イ 教育委員会に関する事項</p> <p>(4) 経済建設委員会 7人</p> <p>ア 経済部に関する事項</p> <p>イ 都市建設部に関する事項</p> <p>ウ 上下水道局に関する事項</p> <p>エ 農業委員会に関する事項</p> <p>附 則</p>

委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、同表の右欄に掲げる常任委員会の委員の任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、それぞれ、この条例の施行の日における同表の左欄に掲げる常任委員会の委員の残任期間とする。

総務委員会	総務委員会
厚生委員会	福祉文教委員会
市民文教委員会	協働環境委員会
経済建設委員会	経済建設委員会

(常任委員会の継続審査事件に関する経過措置)

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条の規定による常任委員会において閉会中の継続審査事件として付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書（案）

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3千者、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定のみが規定されるため廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定をうけている場合には水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。そこで、建設業と同様に現行制度に更新制を導入することを強く求める。

記

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣 】

無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書 (案)

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線 LAN 環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設における Wi-Fi 環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所の Wi-Fi 環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi 環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

- 1 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対する Wi-Fi 整備支援事業を一層拡充すること。
- 2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所における Wi-Fi 環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
- 3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点への Wi-Fi 環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣 】